

第 6388 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 28日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 贈与税の申告が必要な人

Q : 贈与税の申告をしなければならない人はどんな人ですか？

A : 次の人は申告が必要です。

【解説】

贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税があり、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、原則としてその財産を贈与した人ごとにいずれかの課税方式を選択することができます。

ただし、相続時精算課税を一度選択すると、その後の贈与については暦年課税の贈与は選択できず、その贈与者からの贈与については、すべて相続時精算課税を適用しなければなりません。

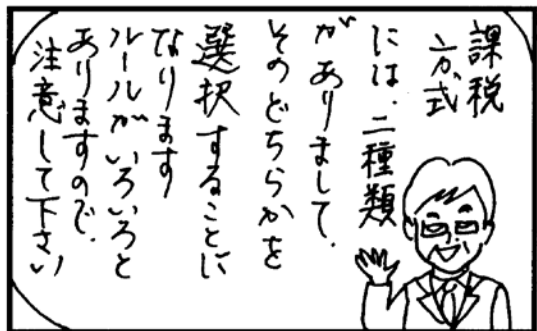
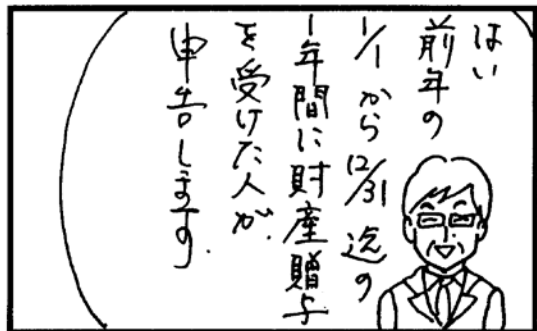
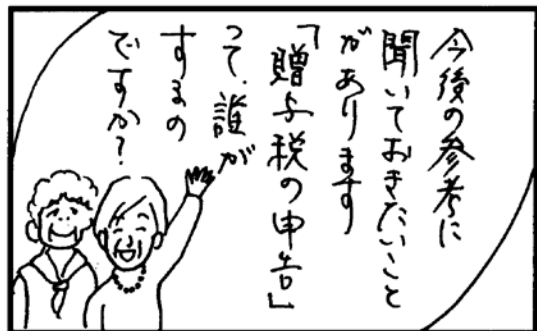
贈与税の申告が必要な人は、次の人です。

① 暦年課税(一般)の贈与

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(その年中に2人以上から贈与を受けた場合や同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合は、それらの財産の価額の合計額)が110万円を超える人

② 相続時精算課税適用の贈与

財産の価額にかかわらず、相続時精算課税の適用を受ける(受けた)人は、贈与税の申告が必要です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】